

下請代金の支払に係る手形期間短縮のお知らせ

令和5年9月
山 口 県

現在、下請代金の手形による支払については、手形期間を120日以内として運用しているところですが、建設業法遵守ガイドラインの方針に基づき、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすることにおおむね令和5年度末を目途として、可能な限り速やかに実施するよう要請されていることを踏まえ、手形期間を短縮しますので、お知らせします。

1 変更内容

下請代金の支払に係る手形期間を60日以内とする。

2 適用日

発注者が行う施工体制台帳チェックは令和6年1月4日以降に下請契約する工事から適用するが、受注者は適用日以前の運用でも差し支えない。

3 その他留意事項

下請代金の支払には、建設業法遵守ガイドラインの方針に基づき、できる限り現金によるものとし、現金払と手形払を併用する場合は現金お比率を高める等、下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底に留意してください。